

第7回 安来市農業委員会議事録

平成30年1月22日 午後2時30分 第7回安来市農業委員会会議を安来市伯太庁舎会議室に招集する。

1. 出席委員

1 番	北中 宏一君	2 番	武上 隆雄君	3 番	杉原 建君	4 番	木戸 芳己君
5 番	仲佐 久子君	6 番	北川 正幸君	7 番	安松 智君	8 番	藤原 明紀君
9 番	増田 和夫君	10 番	板垣 裕志君	11 番	新田 里恵君	12 番	塩見 秀雄君
13 番	板金 悟君	14 番	渡邊 克実君	15 番	佐々木吉茂君	16 番	岡田 一夫君
17 番	吉村 正君	18 番	齋藤 哲君	19 番	渡辺 和則君		

2. 欠席委員

なし

3. 出席事務局

竹内 章二君 堀江 雄二君 兒玉 尚子君

4. 議事案件

日程第 1	議事録署名委員の指名
日程第 2	会期の決定 1月22日 1日
日程第 3	議第21号 農地法第3条の規定による許可申請について
日程第 4	報第21号 農地法第4条の規定による届出について
日程第 5	議第22号 農地法第5条の規定による許可申請について
日程第 6	議第23号 農用地利用集積計画の決定について
日程第 7	議第24号 公益財団法人しまね農業振興公社中海干拓揖屋・安来地区入植促進農地貸付 あっせん申請書の提出について
日程第 8	報第22号 農用地利用配分計画の認可の公告について
日程第 9	報第23号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について
日程第10	報第24号 農地法第18条の規定による通知について
日程第11	報第25号 公共事業の施行に伴う廃土処理の届出について

5. 議事

事務局：竹内 章二君

定刻になりましたので、只今から第7回安来市農業委員会を始めさせていただきますと思います。
それでは、本日お手元に配布しております資料は日程、申請総括表であります。ご確認をお願いします。
初めに、岡田会長のあいさつをお願いいたします。

議長：岡田 一夫君

【挨拶】

議長：岡田 一夫君

本日の会議について事務局から報告願います。

事務局：竹内 章二君

本日の会議ですが、農業委員会等に関する法律 第27条第3項に基づき定足数に達しましたので、第7回安来市農業委員会の会議を開催します。

議 長：岡田 一夫君
欠席委員はありますか。

事務局：竹内 章二君
ありません。

議 長：岡田 一夫君
日程第1 議事録署名委員の指名 を議題といたします。議事録署名委員は、委員会会議規則第13条により15番 佐々木委員、17番 吉村委員を指名いたします。

議 長：岡田 一夫君
日程第2 会期の決定を議題とします。お諮りいたします。今会議は本日1日としたいと思います。これにご異議ありませんか。

【異議なしの声多数】

議 長：岡田 一夫君
ご異議なしと認めます。よって会議は本日1日と決定いたしました。

議 長：岡田 一夫君
日程第3 議第21号 農地法第3条の規定による許可申請について を議題とします。議事の前に安来市農業委員会会議規則第10条の議事参与制限により、19番 渡辺委員の退席を求めます。事務局の説明を求めます。

事務局：堀江 雄二君

2ページをご覧ください。議第21号 農地法第3条の規定による許可申請について このことについて、別紙のとおり農地法施行規則第10条の規定により申請書の提出がありましたので審議を求めるものです。続いて3ページに案件を掲載していますので、ご覧ください。今月の農地法第3条の許可申請は、4件で、全て「所有権移転」に関する案件です。現地につきましては、後ほど地元委員から報告していただきます。

1番は、経営拡大による所有権移転に関する案件で、農地法第3条第2項の規定に関して、①から④までの要件は満たしています。⑤農地の効率的な利用、当該農地を効率的に利用することができるかについては、通作距離 約100m、農機具は、田植機1台、トラクター1台、コンバイン1台、運搬車1台、軽トラック1台を所有しています。労働力は本人の1名となります。以上の点から許可要件のすべてを満たしております。この農地の対価は、10aあたり168,000円です。

2番は、受贈による所有権移転に関する案件で、農地法第3条第2項の規定に関して、①から④までの要件は満たしています。⑤農地の効率的な利用、当該農地を効率的に利用することができるかについては、通作距離 約100m、農機具は、農機具は、トラクター1台を所有しています。その他必要な農機具は借上げしているとのことです。労働力は本人の1名となります。以上の点から許可要件のすべてを満たしております。この農地の対価は、無償です。

3番は、受贈による所有権移転に関する案件で、農地法第3条第2項の規定に関して、①から④までの要件は満たしています。⑤農地の効率的な利用、当該農地を効率的に利用することができるかについては、通作距離 約5m、農機具は、田植機1台、コンバイン1台、トラクター1台、乾燥機1台を所有しています。労働力は本人及び家族1名の2名となります。以上の点から許可要件のすべてを満たしております。この農地の対価は、無償です。

4番は、受贈による所有権移転に関する案件で、農地法第3条第2項の規定に関して、①から④までの要件は満たしています。⑤農地の効率的な利用、当該農地を効率的に利用することができるかについては、通作距離 約2km、農機具は、田植機1台、コンバイン1台、トラクター1台、乾燥機2台を所有してい

ます。労働力は本人及び家族2名の3名となります。以上の点から許可要件のすべてを満たしております。この農地の対価は、無償です。以上です。

議 長：岡田 一夫君

事務局の説明が終わりました。地元委員から補足説明を1番の案件について 17番 吉村委員、2番の案件について 13番 板金委員、3番の案件について 3番 杉原委員、4番の案件について 11番 新田委員 説明をお願いします。

17番 吉村 正君

17番 吉村です。1番案件について、まず場所ですが、広瀬町上山佐の字常願寺地内です。山佐川上側から見て左手、南回りで川に隣接するような形である農地でございます。譲受人の家の前の農地に隣接するような形である3枚の田んぼを、申請人高齢につき手放したいということで今回このような契約が成り立ちました。譲受人は、地域のリーダー、担い手としての中心的な役割も担っております。面積もその地域では非常に多い2町歩あまりの農地を耕作しており、今回の3条の申請について問題はないと判断しております。よろしくお願いします。

13番 板金 悟君

13番 板金です。2番案件について、場所ですが、安来伯太日南線を約12km上がりまして、本山伯太線の方へ左折したのち、約2km上がった下小竹地内になります。この申請地は以前より譲受人が耕作しており、周りの状況に影響を与えるということは全くありませんので、皆様のご審議をよろしくお願いします。

3番 杉原 建君

3番 杉原です。3番案件について説明します。場所ですが、折坂町入口コンビニの交差点の県道布部安来線を吉田方面に進み、2km地点を右折し垣半場集落へ進みます。右折地点から1km先の市道沿いが申請場所です。申請場所は譲受人の自宅前で譲渡人とは親戚関係にあります。現在譲受人が維持、耕作を行っており、周辺農地への影響はないと思います。委員の皆様のご審議のほどよろしくお願いいたします。

11番 新田 里恵君

11番 新田です。4番案件の場所の説明をいたします。安来市野方町字眞ヶ崎239番2の場所ですが、白鳥ロード、折坂コンビニ前交差点より広瀬方面へ500m行ったところを左に10m入った農地です。譲渡人は高齢になり、農地の維持ができなくなり、譲渡人の要望で譲受人の家のすぐ隣がこの畑ですので、耕作にも便利ということで今回の所有権移転ということになりました。譲受人は95、495㎡の農地を今、営農活動しておりまして、意欲的にやっておられますので、周辺農地に影響を与えることはないと考えますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長：岡田 一夫君

説明が終わりました。それでは、1番の案件について質疑に入ります。質問のある方は発言をお願いします。

議 長：岡田 一夫君

質疑がないようですので採決いたします。本件について提出原案のとおり賛成される方の挙手を求めます。

議 長：岡田 一夫君

全員賛成ですので、この案件については適当と認めることで決定されました。

議 長：岡田 一夫君

続きまして、2番の案件について質疑に入ります。質問のある方は発言をお願いします。

議 長：岡田 一夫君

質疑がないようですので採決いたします。本件について提出原案のとおり賛成される方の挙手を求めます。

議 長：岡田 一夫君

全員賛成ですので、この案件については適当と認めることで決定されました。

議 長：岡田 一夫君

続きまして、3番の案件について質疑に入ります。質問のある方は発言をお願いします。

議 長：岡田 一夫君

質疑がないようですので採決いたします。本件について提出原案のとおり賛成される方の挙手を求めます。

議 長：岡田 一夫君

全員賛成ですので、この案件については適当と認めることで決定されました。

議 長：岡田 一夫君

続きまして、4番の案件について質疑に入ります。質問のある方は発言をお願いします。

議 長：岡田 一夫君

質疑がないようですので採決いたします。本件について提出原案のとおり賛成される方の挙手を求めます。

議 長：岡田 一夫君

全員賛成ですので、この案件については適当と認めることで決定されました。この際、19番 渡辺委員の退席を解除します。

議 長：岡田 一夫君

日程第4 報第21号 農地法第4条の規定による届出について を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局：堀江 雄二君

4ページをご覧ください。報第21号 農地法第4条の規定による届出について このことについて、別紙のとおり農地法施行規則第26条の規定による市街化区域内における届出書の提出がありましたので報告するものです。5ページに案件の内容、6ページに申請位置の地図をつけておりますのでご覧ください。今月の農地法第4条の届出は、1件です。現地につきましては、後ほど地元委員から報告していただきます。1番は、転用目的は杜宅です。以上です。

議 長：岡田 一夫君

事務局の説明が終わりました。この案件については、報告事項ですので以上とします。

議 長：岡田 一夫君

日程第5 議第22号 農地法第5条の規定による許可申請について を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局：堀江 雄二君

7 ページをご覧ください。議第 2 2 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について このことについて、別紙のとおり農地法施行規則第 5 7 条の 2 の規定により申請書の提出がありましたので審議を求めるものです。8 ページに案件の内容、9 ページに申請位置の地図をつけておりますのでご覧ください。今月の農地法第 5 条の許可申請は、1 件です。案件の詳細につきましては、後ほど現地調査班から報告していただきます。

1 番は、土地の区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから第 2 種農地と判断します。転用目的は、駐車場で、権利の種類は、所有権の移転です。当該地の近くに、申請者の墓地があり、これまで申請者及びその家族は歩いて墓参りをしていましたが、高齢の者や足が弱い者もあり車で移動が余儀なくされるようになりました。また申請者の墓地には他家の墓地もあり、彼岸や盆には車を駐車するスペースがなく困っており、申請者及び他家の車も駐車できるよう計画を立てました。目的の性質上、できるだけ墓地に近い場所を確保する必要があるため、申請地以外の適地を探しましたが見つからず困っていたところ、譲渡人の了解を得られたため、当該地を申請することにしました。これは、申請地以外では、その目的が達成できないことから、農地法第 5 条第 2 項第 2 号に該当すると考えます。従って、農地の区分と転用目的、許可条項等については適当であると考えます。この農地の対価は、2 2 8, 0 0 0 円です。以上です。

議 長：岡田 一夫君

説明が終わりました。地元委員から申請場所の説明を求めます。1 番の案件について 7 番 安松委員お願いします。

7 番 安松 智君

7 番 安松でございます。1 番案件の場所でございますが、9 ページの位置図をご覧ください。JR 安来駅から国道 9 号線を東に約 3. 6 k m 行きますと清水入口交差点があります。そこを清水方面に右折し、2 0 0 m 行ったらこの図中右上にあります JR 島田踏切でございます。そこを渡りその図中央より上左右に走っております県道布部安来線を西の方に約 4 0 0 m 行ったらところから南に約 9 0 m 行ったらところにあります土地が申請場所になります。以上でございます。

議 長：岡田 一夫君

次に現地調査 2 班の調査報告を 3 番 杉原委員お願いします。

3 番 杉原 建君

3 番 杉原です。現地調査の報告を行います。今月の調査班は 2 班で 1 月 1 9 日午後 1 時 3 0 分より、安松班長、渡辺代理、塩見委員、仲佐委員と私、杉原の 5 名、事務局より竹内局長、堀江係長の計 7 名で行いました。申請場所ですが島田町字殿谷 2 6 3 番地、地目は畑で面積は 2 2 8 m² の 1 筆です。転用目的は墓地駐車場です。現地では地元委員の安松委員から申請位置、境界、転用目的等について説明を受けました。譲受人の墓地は申請場所と狭い道路を挟んだ上にあり、主に義父が歩いて墓参りをされていますが、足が悪くなり車で移動が必要となりました。しかし、周辺に車を駐車することが出来ない状況です。墓地には他に 5 件の墓地があり、今後はどなたでも利用してもらえるような駐車場にしたいとの希望であります。申請場所は三角形の畑で高低差が 3 m 以上あり、駐車場として利用できる面積には限度があり、擁壁を設置し盛土を行い、土砂の流出を防ぐこととしており、舗装はせず雨水は自然流下です。近隣にある竹を利用し土砂と雨水の流出を防止されるということです。周辺農地への影響はないと判断され、調査班としては許可妥当と判断いたしました。委員の皆様のご審議のほどよろしくをお願いします。

議 長：岡田 一夫君

地元委員から補足説明がありましたらお願いします。

議 長：岡田 一夫君

ないようですので、只今から1番の案件について質疑に入ります。質問のある方は発言をお願いします。

議 長：岡田 一夫君

質疑がないようですので採決いたします。本件について提出原案のとおり賛成される方の挙手を求めます。

議 長：岡田 一夫君

全員賛成ですので、この案件については適当と認めることで決定されました。

議 長：岡田 一夫君

日程第6 議第23号 農用地利用集積計画の決定について を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局：堀江 雄二君

10ページをご覧ください。議第23号 農用地利用集積計画の決定について このことについて、別紙のとおり決定依頼がありましたので農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により審議を求めるものです。農用地利用集積計画の決定については、別紙資料1ということでお手元にお配りしておりますのでご覧ください。計画要請につきましては、別紙資料1の1ページ下段の表の「利用集積計画件数、面積」の欄をご覧ください。今月は、賃借権が280件、307,691.7㎡、使用貸借が5件、4,280㎡、全体で285件、総面積が311,971.7㎡となっています。詳細につきましては、農林振興課から説明があります。以上です。

農林振興課：種田 容子君

失礼します。議第23号について説明いたします。別冊資料1でございます。今月から一部表記を変更している部分がございますので、そちらの話をさせていただきます。先月まで農地の借り手が認定農業者の場合、1ページの集計表には認定農業者に係る件数や面積を内数で集計しており、また2ページ以降の詳細には借り手の氏名欄に認定農業者であることを表記しておりましたところを、今月から認定農業者を担い手と表記するように変更をしています。法改正により今年から担い手への集積率を正確に把握する必要が生じたため、変更をいたしました。担い手とは認定農業者の他に認定新規就農者や集落営農組織等があります。では今月の利用集積計画についてでございますが、番号1番から17番までと71番はいわゆる利用権設定の申請であり、また番号18番から70番までと72番は農地中間管理機構の推進に関する法律第2条第3項に規定する農地中間管理事業により農地の中間管理権を設定するものです。いずれも経営面積、従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしております。ご審議のほどよろしく願いいたします。

議 長：岡田 一夫君

説明が終わりました。それでは質疑に入ります。質問のある方は発言をお願いします。

議 長：岡田 一夫君

質疑がないようですので採決いたします。本件について提出原案のとおり賛成される方の挙手を求めます。

議 長：岡田 一夫君

全員賛成ですので、この案件については適当と認めることで決定されました。

議 長：岡田 一夫君

日程第7 議第24号 公益財団法人しまね農業振興公社中海干拓揖屋・安来地区入植促進農地貸付あっせん申請書の提出について を議題とします。事務局の説明をお願いします。

事務局：堀江 雄二君

12ページをご覧ください。議第24号 公益財団法人しまね農業振興公社中海干拓揖屋・安来地区入植促進農地貸付あっせん申出書の提出について このことについて、別紙のとおり申出書の提出があったので審議を求めるものです。申出書の内容等につきましては、13ページから17ページに掲載しておりますのでご覧ください。今月の農地借入あっせん申出は1件です。詳細については、農林振興課の方から説明します。以上です。

農林振興課：種田 容子君

失礼します。公益財団法人しまね農業振興公社中海干拓揖屋・安来地区入植促進農地貸付事業実施要領第5条により、貸付あっせんの申し出が借受人から提出がありましたので、市を經由して農業委員会へ提出いたしました。借受人は干拓地内の農地をすでに2区画所有して運用しており、今回2区画を新たに借りたいという申し出がありました。詳細な営農計画等は議案15ページからになりますのでご確認ください、案件の適格者の可否をご審議よろしく願いいたします。

議長：岡田 一夫君

この案件につきましては、7番 安松農業振興対策委員長の報告をお願いします。

7番 安松 智君

7番 安松でございます。中海干拓揖屋・安来地区入植促進農地貸付あっせん申し出に関する農業振興対策委員会の報告をさせていただきます。今回の案件は安来地区の農業振興公社所有地の2筆、6,024㎡のあっせんの申し出でございます。申出者は以前から干拓地2筆で野菜を栽培し、更に昨年5月に3条申請によりもう1筆を取得し、干拓地以外の農地も含めて現在137aの農地で直売所を中心にスーパー向け等を含め、ブロッコリー、キャベツ、白菜、じゃがいも等の野菜栽培を中心にやっております。その経営をさらに拡大するため今回のあっせんの申請をされた案件でございます。この案件につきましては、1月10日に北川副委員長と事務局の堀江係長と私の3名に、農業振興公社の板倉推進委員を加えて現地を確認し、すでに所有されている干拓農地が適正に耕作されているのを調査いたしました。また、県の農業普及部のご意見を頂戴しながら営農計画等を協議いたしました。すでに中海干拓地で野菜栽培をされ、直売所等へ野菜などを販売されておられ、その実績をもとに営農計画を作成されていることから、委員会を開催するまでもないと判断いたしました。以上の状況から当案件のあっせん適格者であると判断いたしましたので、委員の皆様のご審議のほどよろしく願いいたします。以上でございます。

議長：岡田 一夫君

説明が終わりました。それでは質疑に入ります。質問のある方は発言をお願いします。

議長：岡田 一夫君

質疑がないようですので採決いたします。本件について提出原案のとおり賛成される方の挙手を求めます。

議長：岡田 一夫君

全員賛成ですので、この案件については適当と認めることで決定されました。

議長：岡田 一夫君

日程第8 報第22号 農地利用配分計画の認可の公告について を議題とします。事務局の説明を

求めます。

事務局：堀江 雄二君

18ページをご覧ください。報第22号 農用地利用配分計画の認可の公告について このことについて、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の規定により公告されたので報告するものです。農用地利用配分計画の認可の公告の内容等につきましては、19ページから30ページに掲載しておりますのでご覧ください。農地中間管理事業によりしまね農業振興公社に利用権が設定された農地47筆が、このたび、個人及び法人に使用貸借及び賃貸借設定を受けた旨が公告されました。認可年月日は平成29年12月14日及び20日となっております。以上です。

議長：岡田 一夫君

事務局の説明が終わりました。この案件については、報告事項ですので以上とします。

議長：岡田 一夫君

日程第9 報第23号 農地法第3条の3第1項の規程による届出について を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局：堀江 雄二君

31ページをご覧ください。報第23号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について このことについて、別紙のとおり農地法施行規則第21条の規定による届出書の提出がありましたので報告するものです。32ページから39ページに届出内容を載せていますのでご覧下さい。今月の届出については、11件で、全て相続です。以上です。

議長：岡田 一夫君

事務局の説明が終わりました。この案件については、報告事項ですので以上とします。

議長：岡田 一夫君

日程第10 報第24号 農地法第18条の規定による通知について を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局：堀江 雄二君

40ページをご覧ください。報第24号 農地法第18条の規定による通知について このことについて、別紙のとおり農地法第18条第6項の規定による合意解約通知書の提出がありましたので報告するものです。41ページから49ページに案件を掲載していますので、ご覧ください。今月の農地法第18条の規定による解約については、33件で、農地法による賃貸借の解約3件、農業経営基盤強化促進法による賃貸借の解約30件です。以上です。

議長：岡田 一夫君

事務局の説明が終わりました。この案件については、報告事項ですので以上とします。

議長：岡田 一夫君

日程第11 報第25号 公共事業の施行に伴う廃土処理の届出について を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局：堀江 雄二君

50ページをご覧ください。報第25号 公共事業の施行に伴う廃土処理の届出について このことについて、別紙のとおり廃土処理の届出書の提出がありましたので報告するものです。51ページに届出内

容を載せていますのでご覧ください。今月の公共事業の施行に伴う廃土処理に係る届出は1件で、安来市長近藤弘樹、担当部署建設部土木建設課より届出があったものです。事業名は、「吉田三坂線災害防除工事（その2）」で、平成30年1月10日から平成30年3月15日までです。終了後は田に復元し使用されます。以上です。

議 長：岡田 一夫君

事務局の説明が終わりました。この案件については、報告事項ですので以上とします。

議 長：岡田 一夫君

本日の議案の審議は全て終わりました。以上で、第7回安来市農業委員会会議を閉会とします。

(午後3時5分)